

エリアサポート体制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障がいを含むすべての障がいのある子どもが、県内のどの地域・学校においても、特性に応じた専門的な指導・支援を切れ目なく受けられるようにするため、本県が独自に構築したエリアサポート体制に関する必要な事項について定める。

(エリアサポート体制)

第2条 発達障がいを含むすべての障がいのある子どもの多様な学びに対応するため、県全域を宮崎県障害者計画における障がい保健福祉圏域に準じて、宮崎東諸県、南那珂、都城北諸県、西諸県、西都児湯、日向入郷、延岡西臼杵の7エリアに分け、認定こども園・幼稚園・保育所や小・中・義務教育学校・高等学校等（以下「学校等」という）それぞれの校内支援体制の充実及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制を構築することを目的とした本県独自の特別支援教育推進体制をエリアサポート体制という。

(エリア連携協議会)

第3条 エリアサポート体制による特別支援教育推進の在り方について、課題を整理するとともに、改善策についての意見を聴取するため、エリア連携協議会を設置する。

2 エリア連携協議会の構成等、必要な事項については別に定める。

(エリアサポート推進協議会)

第4条 当該エリアにおける特別支援教育推進上の課題の解決に向けたエリア巡回支援及びエリア研修の具体的な実施に関する各関係機関における実践についての情報提供や共通理解、連携や協力が可能な内容についての協議を行うため、エリアサポート推進協議会を設置する。

2 エリアサポート推進協議会の構成等、必要な事項については別に定める。

(エリアサポート推進作業部会)

第5条 当該エリアにおける特別支援教育推進上の課題の解決に向けたエリア巡回支援及びエリア研修の具体的な実施に関する学校等、関係機関による連携の確認並びに役割分担等について協議を行うため、エリアサポート推進作業部会を設置する。

2 エリアサポート推進作業部会の構成等、必要な事項については別に定める。

(特別支援学校のセンター的機能)

第6条 特別支援学校がこれまでに蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する支援や関係機関との連携の在り方について学校等への支援を行う。

(チーフコーディネーターの配置)

第7条 障がいのある幼児児童生徒の支援の充実を図るため、各エリアの学校等における体制整備や小・

中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の支援・指導の在り方について、具体的、実践的な支援や助言を行うことができるようにするため、特別支援学校にチーフコーディネーターを配置する。

- 2 チーフコーディネーターは、エリア内の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを統括し、業務分担の調整や情報交換の促進等を行う。
- 3 チーフコーディネーターは、エリア内のエリア拠点校、エリア通級拠点校、関係機関、専門家等と連携して、当該エリア内の幼稚園・保育所等や小・中・義務教育学校特別支援学級、高等学校等への巡回相談を行い、主として特別支援学級に在籍する児童生徒に対する支援の在り方について助言を行うものとする。また、エリアコーディネーター等が行うエリア巡回支援において、困難な事例が発生した場合は、エリアコーディネーター等と連携し、巡回相談やケース会議等における助言を行う。

(エリア拠点校の指定)

第8条 当該エリア内の小・中・義務教育学校から県教育委員会がエリア拠点校を指定する。

- 2 エリア拠点校は、特別支援教育推進のモデル校として、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方の研究に取り組むとともに、学校全体で組織的に児童生徒を支援する段階的な校内体制の整備の在り方や障がいの特性に応じた指導や支援、また個別の教育支援計画に基づいた関係機関との連携の在り方など、特別支援教育全般にわたって、他の学校にモデルを示すこととする。
- 3 エリア拠点校の指定に必要な事項については別に定める。

(エリアコーディネーターの配置)

第9条 障がいのある児童生徒に対する教科指導等の在り方など特別支援教育推進上の課題について、具体的、実践的な支援や助言を行うことができるようにするため、エリア拠点校にエリアコーディネーターを配置する。

- 2 エリアコーディネーターは、エリア内の特別支援学校、関係機関、専門家等と連携して、当該エリア内の小・中・義務教育学校へ巡回相談を行い、主として通常の学級に在籍する児童生徒や通級による指導の対象である児童生徒に対する支援の在り方について助言を行うものとする。

(エリア通級拠点校の指定)

第10条 当該エリア内の小・中・義務教育学校から県教育委員会がエリア通級拠点校を指定する。

- 2 エリア通級拠点校は、特別支援教育推進のモデル校として、学校全体で組織的に対象児童生徒を支援する校内支援体制の整備や障がいの特性に応じた指導や支援、また個別の教育支援計画に基づいた関係機関との連携など、通級による指導を生かした特別支援教育の充実の在り方について、他の学校にモデルを示すこととする。
- 3 小・中・義務教育学校のエリア通級拠点校の通級による指導担当者は、エリामエンターとして、エリア内の特別支援学校、関係機関、専門家等と連携して、当該エリア内の同校種の小・中・義務教育学校等を中心に巡回相談を行い、主として通常の学級に在籍する児童生徒や通級による指導の対象である児童生徒に対する支援の在り方について助言を行うものとする。
- 4 高等学校の通級拠点校においては、高等学校における通級による指導の在り方及びや高等学校の学

科や課程の実態に即した校内体制の在り方を研究し、広く情報発信を行う。

5 エリア通級拠点校の指定に必要な事項については別に定める。

(エリアサポートチーム)

第11条 関係機関が連携して学校等の支援を行うことができるように、特別支援学校のチーフコーディネーター及び特別支援教育コーディネーター（以下「チーフコーディネーター等」という。）、エリアコーディネーター、エリアメンター、必要に応じて地域の専門家や教育事務所及び市町村の指導主事等によるエリアサポートチームを編制する。

2 エリアサポートチームは、当該エリアのチーフコーディネーター及びエリアコーディネーター、エリアメンターからの要請に応じて巡回し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・方法、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を含む校内支援体制の整備などについて指導や支援・助言を行う。

(広域エリアサポートチーム)

第12条 各教育事務所に、教育、医療、保健、福祉等の関係者による広域エリアサポートチームを編制する。

2 広域エリアサポートチームは、学校とエリアサポートチームだけでは解決が困難な事案に対して派遣し、支援や助言を行うものとする。必要な事項については別に定める。

(エリア研修)

第13条 教育事務所は、各市町村教育委員会、チーフコーディネーター等、エリアコーディネーターと協力し、エリアごとに、以下の各号に掲げる研修を実施する。また、エリア通級拠点校エリアメンター及び高校通級拠点校通級指導担当者はこれに協力する。

(1) 専門性向上研修

特別支援学級担任、通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーター等を対象とした特別支援教育に関する専門性を高めるための研修

(2) 指導力向上研修

管理職及び通常の学級担任を含む全ての教員を対象に、発達障がいに関する内容を中心とした基礎的な知識の修得と指導力の向上を図るための研修

2 エリア研修の実施に関する必要な事項については別に定める。

(認定こども園・幼稚園・保育所等の拠点づくり)

第14条 認定こども園・幼稚園・保育所等における特別支援教育の推進を図るため、エリア内においてモデルとなる認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「モデル園」という。）を県教育委員会が指定し、幼児への指導・支援の方法や園内の支援体制の在り方、「相談支援ファイル」の活用等について研究を行う。

2 モデル園においては自園の実態に即した園内支援体制の在り方について研究し、エリア内に啓発する。

3 モデル園の指定に関する必要な事項については別に定める。

(特別支援教育のキャリアアップ研修)

第15条 地域において広く特別支援教育を推進する人材の育成を図るため、県教育委員会が、小・中学校等において指名されている特別支援教育コーディネーターの中から指導力があり経験の豊富な特別支援教育コーディネーターを選出し、より高い専門性を修得し、地域における特別支援教育の推進を担う人材を育成するための上級特別支援教育コーディネーター養成研修を実施する。

2 その人選については、各教育事務所がエリアの状況を鑑み、市町村教育委員会と協力しながら計画的に行う。

3 上級特別支援教育コーディネーター養成研修に関する必要な事項については別に定める。

4 各学校の特別支援教育を牽引できる人材を育成するため中級特別支援教育コーディネーター養成研修を実施する。その必要な事項については別に定める。

(サブエリアコーディネーターの依頼)

第16条 上級特別支援教育コーディネーター研修の修了者のうち、現籍校の学校長の承認が得られた教員を、エリアコーディネーターの補助的役割を担う、サブエリアコーディネーターとして県教育委員会が依頼する。サブエリアコーディネーターは、可能な範囲で現籍校の近隣学校の一次的な相談窓口となり、助言等の支援を行う。

2 サブエリアコーディネーター指定に関する必要な事項については別に定める。

(経費)

第17条 経費については、各年度のエリアサポート体制の予算、特別支援教育課の事業予算の範囲内で支出する。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。